
一般社団法人ダブリュー・アイ・シー・アイ・ジャパン 定款

令和 2年 9月 17日 作成
令和 2年 9月 24日 公証人認証
令和 2年 10月 1日 設立

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ダブリュー・アイ・シー・アイ・ジャパンと称し、WICI ジャパンと表記する。

(沿革)

第2条 当法人は、「WICI (The World Intellectual Capital/Assets Initiative) ネットワーク」の「了解覚書 (MoU)」に記された任意団体WICI Japanが日本における活動拠点としてこれまで行ってきた活動を継承し、同ネットワークの「了解覚書 (MoU)」を尊重して活動する。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、第2条に掲げるネットワークの日本における活動拠点として、知的資産経営の普及、経営における統合思考の実践の推奨を通じて我が国の企業や組織の価値創造の実現を加速し、経済の健全な発展に貢献するとともに、我が国におけるこれらの活動を世界に発信することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、セミナー、ワークショップ、シンポジウム等の企画、運営及び管理
- (2) 知的資産、無形資産を認識、活用した統合思考による経営の推奨
- (3) 前項の経営の実践に資するフレームワーク、ツール等の開発、普及
- (4) 知的資産マネジメントとその報告に関する実践例の研究と成果の共有
- (5) 企業が開示する統合的な報告の質の向上に資する調査及び好事例の推奨
- (6) 国内外の関係機関への情報の提供及び発信並びに協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 次条に規定する組織正会員及び個人正会員をもって一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

第4章 会 員

（会員の種類）

第7条 当法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 組織正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人及び団体
- (2) 個人正会員 当法人の目的に賛同して入会し、その運営に主体的に協力する個人
- (3) 学術会員 当法人の目的に賛同して入会した大学・専門学校等の教育機関
- (4) 一般会員 当法人の目的に係る知見を有する学識者、有識者、及び実務家等で当法人の目的に賛同して入会した個人

（会員の資格取得）

第8条 当法人の会員となろうとする者は、理事2名以上からの推薦を得て別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

- 2 当法人の設立以前において任意団体WICI Japanの会員であった者は、前項の規定にかかわらず、当法人の会員となる資格を有する。

（経費の負担）

第9条 当法人の目的を達成するために、会員は必要な経費として別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、組織正会員または個人正会員（「正会員」と略称する。以下同じ。）の除名については、総会開催の1週間前までに当該会員に除名の決議を目的とする総会の開催である旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第12条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 正会員の3分の2以上が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

第5章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会を毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 正会員は、総議決権の10分の1以上をもって、代表理事に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会は電磁的方法によって開催することができる。
- 4 総会を招集するには、会日より1週間前までに、文書（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）によって各正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、電磁的方法によって議決権を行使することを認める場合、及び第19条2項及び3項の規定により議決の委任を認める場合には、2週間前までに発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事とする。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総議決権の過半数を有する正会員が出席（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 組織正会員の代表者が総会に出席できないときは、当該会員は、代理人を指名して総会に出席させ、議決権を行使させることができる。この場合において、当該代理人は総会の前に代理委任状を示して議決権の行使を代理することを伝えるものとする。

3 総会に出席できない会員は、文書をもってあらかじめ通知された事項について議決し、または文書をもって他の会員を代理人として議決を委任することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、次の決議は、総議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、組織の目的に沿った運営につき十分な知見と経験を持った理事3名以上15名以内、及び監事1名以上3名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 代表理事が欠けたときまたは職務の遂行に障害があるときは、理事会の決議によって、理事の中から代表理事代行を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事に事故があるときは専務理事、専務理事にも事故があるときは常務理事が、法令またはこの定款で別に定める場合を除き、代表理事の権限を行使しその業務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員には、別に定めるところにより、その職務を遂行するために要した費用を弁償し、または報酬を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは発言することができる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事の職務の遂行に障害があるときは、各理事（代表理事代行が選定されている場合は当該代表理事代行）が理事会を招集する。
- 3 監事は、理事に不正の行為もしくはそのおそれがあると認めるときまたは法令もしくはこの定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、理事会に報告するために理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事会の招集は、開催の3日前（緊急の必要あるときは1日前）までに、文書により、各理事及び監事に対してその通知を行う。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事会を招集した者がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 出席できない理事は、文書（電磁的方法を含む）をもって他の理事を代理人として議決を委任することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の条件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 議長が必要と認める場合には、前項の記名押印は、電子署名によることができる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

- 第36条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる

法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第41条 当法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年9月30日までとする。

(設立時の役員)

第43条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事

北川 哲雄

宮永 雅好

船橋 仁

西山 茂

瀧口 匡

戸崎 豊

佐藤 明

松本 加代

住田 孝之

設立時代表理事

北川 哲雄

設立時監事

波田野 晴朗

井原 秀憲

(設立時社員の住所及び氏名)

第44条 設立時社員の氏名または名称は次のとおりとする。

北川 哲雄

宮永 雅好

船橋 仁

瀧口 匡

戸崎 豊

住田 孝之

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ダブリュー・アイ・シー・アイ・ジャパンを設立するため、設立時社員北川哲雄、宮永雅好、船橋仁、瀧口匡、戸崎豊、及び住田孝之の定款作成代理人である行政書士石原静は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和2年9月17日